

第83号議案

平成27年度久留米市立高等学校教職員人事異動方針について

上記の議案を提出する。

平成26年12月19日

教育長 堤 正則

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第3号の規定に基づき、平成27年度久留米市立高等学校教職員人事異動方針を定めようとするものである。

平成 27 年度

人 事 異 動 方 針

—久留米市立高等学校教職員—

久留米市教育委員会

平成 27 年度人事異動方針

－久留米市立高等学校教職員－

久留米市立高等学校教職員の人事異動については、生徒数の減少や変化の激しい時代の中で、歴史と伝統に培われた両校の優れた教育活動をさらに充実、発展させ、生徒の希望する進路の実現を図るとともに、市立高校としての存在感あふれる特色ある学校づくりを推進するため、次の方針によって行う。

- 1 適材適所を旨とし、職員構成の適正化と充実を図る。
- 2 学校の活性化や特色ある学校づくりに対応するため、長期的展望の下に人材の適正な配置に努める。
- 3 教職員の能力開発と意識改革を図るため、県立学校等との人事交流を積極的に推進する。
- 4 管理職の任用に当たっては、長期的視野に立って、人格高潔で有能な人材の確保に努める。
- 5 新規採用教職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。

平成27年度人事異動取扱要綱

一 久留米市立高等学校教職員一

久留米市立高等学校教職員の人事異動方針に基づき、人事異動取扱要綱を次のように定める。

1 異動等について

(1) 教職員の意欲と能力の活用

- ア 教職員の年齢構成の適正化や教科運営の効率化等を考慮した適材適所の配置を進める。
- イ 教職員の意欲に応え、その能力を活用できる組織環境の充実を図る。
- ウ 教職員の資質、能力の向上及び業務の継続性、発展性等を考慮して計画的かつ適切に対応する。

(2) 人事異動対象者の条件

同一校10年以上の勤続者は、原則として異動対象者として取り扱う。
なお、同一校の勤務が10年未満であっても、人事異動の対象となることがある。

(3) 地方自治法による三井中央高等学校への派遣

三井中央高等学校の学校運営が円滑に行えるよう、地方自治法第252条の17の規定に基づき、校務分掌や教科等を考慮したうえで必要とする人材を派遣する。

(4) 教職員の能力開発と意識改革の推進

- ア 市立高校間の人事異動及び県立高校等との長期派遣研修の充実を図り、職務経験機会の拡大に努める。
- イ 同一校における長期勤続者の人事異動等の促進に努めるとともに、積極的異動希望者の発掘とその異動等の実現を図る。

2 昇任・降任及び採用について

(1) 校長・教頭の任用について

- ア 管理職は人格高潔であって、教育的識見に長じ、統率力、先見性に優れ、学校の管理・運営に対する積極的な熱意と十分な力量がある者について選考する。
- イ 管理職の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

(2) 主幹教諭・指導教諭の任用について

- ア 配置による学校の活性化、校務の効率化を図る観点から、適切な人材の任用を図る。
- イ 主幹教諭の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

(3) 新規採用教職員の任用について

教職員は、学校の活性化、特色化の課題に対応し得るように、教職員構成等を考慮し、原則として、平成27年度久留米市立高等学校教員採用候補者名簿に登載された者から採用する。配置に当たっては、その育成に配慮する。

(4) 再任用職員の任用について

教職員の再任用（更新を含む。）については、選考によるものとし、校長からの意見を聴き教育委員会で決定する。なお、配置に当たっては、必ずしも退職時勤務校に任用されるとは限らない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。

三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

(五～十九 省略)

（事務の委任等）

第二十六条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員(以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。)に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

第84号議案

平成27年度久留米市立小・中・特別支援学校教職員人事異動方針について

上記の議案を提出する。

平成26年12月19日

教育長 堤 正則

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第3号の規定に基づき、平成27年度久留米市立小・中・特別支援学校教職員人事異動方針を定めようとするものである。

議案当日配布

平成 27 年度

人 事 異 動 方 針

—久留米市立小・中・特別支援学校教職員—

久留米市教育委員会

人 事 異 動 方 針

—久留米市立小・中・特別支援学校—

久留米市立小・中・特別支援学校教職員の人事異動については、平成27年度県費負担教職員に関する県の異動方針等を踏まえ、長期的な展望に立った計画的的人事によって、学校組織の適正化と清新明朗な気風づくりを促進し、本市教育の充実発展を図ることを目的として、次の方針によって人事異動の内申を行う。

- 1 変化の激しい時代の中で学校の活性化や特色ある学校づくりなどの教育改革を促進し、子どもに「生きる力」（自ら学び自ら考える力、豊かな人間性、たくましく生きるためにの健康と体力）を育成するために、適材・適所に配置することとする。
- 2 教科、性別、年齢などを考慮し、教職員の年齢構成、男女比等の適正化に努め、中学校においては教科運営の適正化を図る。
- 3 特別支援教育の充実のための人材の育成と学校の実情に応じた専門性のある教員の配置に努める。
- 4 学校教育の活性化を図るため、県教育委員会と連携しながら教育事務所管内における市郡間交流、教育事務所間交流、県・市立学校等との人事交流を行う。
- 5 確かな学力の向上、人権・同和教育、生徒指導等の推進を図るため、要員の確保と人事配置の適正化に努める。
- 6 管理職の内申に当たっては業績評価の結果を活用し、全市的かつ長期的視野に立って、人格高潔で有能な人材の確保に努める。その際、若い人材の積極的な登用を図る。
- 7 管理職並びに主幹教諭、指導教諭の降任については、本人の希望を尊重する。
- 8 新規採用教員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。
- 9 再任用制度により任用された教職員については、県教育委員会と十分な連携を行い、その経歴や能力を發揮できるような配置に努める。

平成27年度人事異動取扱要綱

—久留米市立小・中・特別支援学校—

1 人事異動対象者の条件

久留米市立小・中・特別支援学校の県費負担教職員の人事異動対象者は、平成27年度の県人事異動方針及び市人事異動方針に基づき、学校組織の適正化と清新明朗な気風づくりを促進し、本市教育の充実発展を図ることができるよう下記の内容とする。

- (1) 同一校6年以上の勤続者は、異動対象者として取り扱う。
- (2) 新規採用者及び他市郡・他府県転入者で、同一校のみ3年以上の勤続者は、原則として、北筑後教育事務所管内他市町村（市内3地区間を含む）への異動の対象者とする。
- (3) 同一校10年以上の勤続者は、原則として異動を行う。ただし、通勤時間又は本人の健康状態については過度の負担にならないよう配慮する。
- (4) 積極異動の希望者に対しては、本人の意向を尊重し異動を行う。ただし、校長の意向と協議のもと最終的な判断をして取り扱う。

2 人事異動地区における学校選択の方法について

(1) 希望異動先の学校選択方法

北筑後教育事務所との協議を経て、人事異動地区（小学校3地区、中学校3地区、久留米特別支援学校1地区）を東部、中部、南部地区の3地区として設定した。人事異動地区から、下記の方法に基づき異動先の希望校を4校選択すること。

① 教諭の選択方法（主幹教諭、指導教諭を含む）

学校種	学校選択の方法
小学校	<ol style="list-style-type: none">① 4校を選択すること。② 3地区から各1校以上選択すること。③ 久留米特別支援学校を選択する場合は、他3校を3地区から各1校選択すること。
中学校	<ol style="list-style-type: none">① 4校を選択すること。② 3地区から各1校以上選択すること。③ 久留米特別支援学校を選択する場合は、他3校を3地区から各1校選択すること。
久留米特別支援学校	① 希望する学校種の選択方法に準じて選択記入すること。

② 養護教諭、学校事務職員、栄養教諭及び学校栄養職員の選択方法

全市立義務校64校から「4校」を選択し、記入すること。

(2) 人事異動地区

① 全小学校・・・3地区「東部・中部・南部」とする。

東部地区 (16校)	船越小、水縄小、田主丸小、水分小、竹野小、川会小、柴刈小、弓削小、北野小、大城小、金島小、大橋小、草野小、宮ノ陣小、山本小、善導寺小
中部地区 (15校)	西国分小、篠山小、京町小、長門石小、日吉小、金丸小、上津小、南薰小、合川小、小森野小、東国分小、青峰小、高良内小、御井小、山川小
南部地区 (15校)	莊島小、鳥飼小、南小、大善寺小、安武小、荒木小、津福小、城島小、下田小、江上小、青木小、浮島小、西牟田小、犬塚小、三瀬小

② 全中学校・・・3地区「東部・中部・南部」とする。

東部地区 (4校)	田主丸中、北野中、屏水中、宮ノ陣中
中部地区 (7校)	城南中、櫛原中、諏訪中、明星中、青陵中、良山中、高牟礼中
南部地区 (6校)	江南中、牟田山中、三瀬中、城島中、荒木中、筑邦西中

③ 久留米特別支援学校 「単独1地区」とする。

※ 3地区間の異動については、北筑後教育事務所管内市町村間交流の異動をしたものとみなす。

※ 児童生徒支援教員が加配されている学校、久留米特別支援学校で勤務経験がない職員は、本人の異動希望にかかわらず、当該学校へ異動する場合がある。

(3) 北筑後教育事務所管内他市町村の異動希望については、異動希望の有無にかかわらず1市町村以上を選択し、記入すること。そして、特に、希望する学校があれば、学校名を記入すること。記入がない場合は一任とみなす。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。

三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

(五～十九 省略)

（事務の委任等）

第二十六条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員(以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。)に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

教育委員会後援事業等に関する報告

H26.11.19からH26.12.12受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成27年1月24日	くるめ障がい福祉『キラリ☆マルシェ』	一般社団法人アカル力福祉協会	石橋文化会館小ホール他	後援★	学校教育課
2	平成27年3月29日	久留米信愛女学院中学校・高等学校合唱部 第20回記念定期演奏会	久留米信愛女学院中学校・高等学校合唱部	石橋文化ホール	後援	学校教育課
3	平成26年12月21日	子育てセミナー	家庭論理の会久留米市	えーるピア久留米	後援	生涯学習推進課
4	平成26年12月21日	第21回定期演奏会	久留米大学学友会吹奏楽部	石橋文化センター文化ホール	後援	生涯学習推進課
5	平成26年12月23日	冬休み 子どもデー	YYくらぶ・久留米	久留米市市民活動サポートセンターみんなの会場	後援	生涯学習推進課
6	平成27年1月6日～12日	第50回全九州新春書道展	福岡書道会	福岡市美術館	後援	生涯学習推進課
7	平成27年1月11日	障がいがあるからそこで暮らすそんなまちにしたい コンサート&講演	重度障害者の地域生活を考える実行委員会	聖マリア学院大学	後援★	生涯学習推進課
8	平成27年1月12日	第43回市民プラスコンサート ニューアイマー・バンド・フェスティバル	公益財団法人 久留米文化振興会	石橋文化ホール	共催★	生涯学習推進課
9	平成27年1月24日	平成26年度 第2回親守詩福岡県大会	親守詩福岡県大会実行委員会	天神ビル	後援★	生涯学習推進課
10	平成27年2月1日	連文「音楽の贈り物」	久留米連合文化会洋洋楽部	えーるピア久留米 視聴覚ホール	後援	生涯学習推進課

教育委員会後援事業等に関する報告

H26.11.19からH26.12.12受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
11	平成27年2月3日	歌の会(臨時冬季会)	父祖の歌をなぞる市民の会	くるめりあ六つ門3階 パーティーホール	後援	生涯学習推進課
12	平成27年2月28日	聖ルチア病院 第9回地域講演会	医療法人聖ルチア会 聖ルチア病院	鳥飼校区コミュニティーセンター	後援	生涯学習推進課
	平成27年3月7日	生涯学習セミナー	公益財団法人モラロジーア研究所	犬塚校区コミュニティーセンター	後援	生涯学習推進課
	平成27年3月20日～3月22日	九州沖縄子ども舞台芸術出会いの広場 第14回朝倉市国際子ども芸術フェスティバル	朝倉市国際子ども芸術フェスティバル実行委員会	福岡県朝倉市内施設 杷木地域生涯学習センター、朝倉市女性センター、サンライズ杷木、ホテルパレス小野屋ホール、久喜宮小学校体育館、子ども未来館はぎ	後援	生涯学習推進課
	平成27年4月25日、26日	華道家元池坊久留米支部創立90周年記念花展	華道家元池坊 久留米支部	ホテルニューブラザ久留米	後援	生涯学習推進課
13	平成27年7月4日～8月2日	第4回青木繁記念大賞西日本美術展	第4回青木繁記念大賞西日本美術展実行委員会	石橋美術館1階ギャラリー	共催★	生涯学習推進課
13	平成27年1月24日	第37回久留米市人権・同和教育研究集会 第9回久留米市社会・人権同和教育研究集会	久留米市人権・同和教育研究協議会	久留米市民会館、市庁舎、城南中学校、篠山コミュニティセンター	後援	人権・同和教育課

平成26年第4回（12月）久留米市議会一般質問回答要旨

質問一覧(教育部関連)

質問議員	質問内容
吉富 巧 議員	学力向上について (1)これまでの取り組みの評価と課題について
堺 陽一郎 議員	学校給食事業について
田中 良介 議員	子供の携帯電話、スマートフォン利用について
吉住 恵美子 議員	教育環境の充実について
田中 多門 議員	教育問題について (1)教員の多忙化と学力向上について

（教育部関係・発言順）

個人

【質問議員】吉富 巧 議員

【質問要旨】学力向上について

（1）これまでの取り組みの評価と課題について

- 【質問趣旨】○これまで久留米市が行ってきた学力向上施策について、国の調査結果を踏まえた施策の評価と、そこから見えてきた課題について、また、課題を踏まえた今後の対応について。
- 厳しい家庭環境にある子どもに対する教育の支援として福祉的な視点での学校の役割について、今後どのように考えていくのか。

【回答要旨】1 これまでの学力向上施策の評価について

平成26年度の全国学力・学習状況調査では、小学校においては、昨年度は全国平均との差がわずかとなっていましたが、今年度はやや拡大しております。中学校においては、昨年度より改善傾向が見られ、全教科区分において全国平均正答率との差が縮まっておりますが、依然として全国平均正答率には達しておらず、この結果を重く受け止めております。

これまで、市教育委員会は、各学校の学力向上プランに基づく授業改善や補充学習の取組への支援、市単独による少人数授業の実施、市教育センターにおける学力向上のための研修会や教員の授業力向上のための専門講座の開催に力を入れてきました。

今回の結果を詳しく分析しますと、学習意欲の向上などの成果が見られます一方、家庭で学習しない児童生徒の割合や学力低位層の割合が依然として全国平均と比べて高いことが課題として明らかになり、学力低位層への施策の充実が必要であると考えております。

また、本年3月に出された文部科学省の委託研究であります「平成25年度全国

学力・学習状況調査の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」の報告書によると、保護者の所得や学歴といった家庭の社会経済的背景と学力に強い相関があることが明らかになっています。

本調査研究ではあわせて、社会経済的背景が不利な環境においても学力向上に効果を上げている学校の特徴として、家庭学習の指導の充実や管理職のリーダーシップと同僚性の構築、実践的な教員研修等があげられております。

加えて、家庭での生活習慣に関する働きかけや読書、家庭学習に関する働きかけが子どもの学力に影響を与えていました。

本市においても、これらの視点をもとに施策を再度見直し、家庭の社会経済的背景による学力への影響を縮小させ、児童生徒の学力向上に取り組んでいく必要があると考えております。

2 今後の取組について

これまでの施策に加えて、各学校における個に応じた補充・発展学習システム確立のための支援や、小中間の学習内容や学習の進め方の円滑な接続等の学習面における連携の推進、落ち着いて学ぶ学校環境づくり等に取り組んでいきたいと考えております。

また、生活習慣や家庭学習、読書が学力に及ぼす影響の大きさを考慮して、これまで以上に家庭との連携により、自主的・自発的な学習習慣や読書習慣の形成の取組を強化していきたいと考えております。

さらに、久留米市小中学校等管理規則の一部を改正し、来年度から全小中学校、特別支援学校の夏季休業期間を1週間短縮することとしました。このことで生みだされる時間を活用し、個に応じた指導の充実、学校行事や学級活動の充実、児童生徒とふれあう時間の確保等の教育活動の充実を図り、学力の向上につなげていきたいと考えています。

3 厳しい家庭環境にある子どもに対する支援について

家庭の経済状況に関わらず、一人ひとりの子どもたちが能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦し、将来を切り拓いていけるよう支援を行っていくことが大変重要であると考えております。

本市においては、これまで日常の授業改善に加え、少人数での課題別や習熟度別授業、放課後や夏季休業中の補充学習等に取り組み、個に応じた指導の充実を図ってきました。また、各学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用して、児童生徒や家庭への支援を行っていく体制を整えてきたところです。

今年8月に閣議決定の「子どもの貧困対策に関する大綱」に示されたように、教育の支援においては、学校を子どもの貧困対策のプラットホームと位置付け、特に学校の役割として、子どもたちの学力保障と学校を窓口とした福祉関連機関との連携に力を入れていく必要があると考えております。

今後は、児童生徒の学力や学習状況等をより丁寧に把握し、各学校における個に応じた指導をさらに充実させるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用して、福祉関連機関との連携を深め、家庭への支援を行き届かせることで学力向上につなげていきたいと考えております。

【質問議員】堺 陽一郎 議員

【質問要旨】学校給食事業について

- 【質問趣旨】○ 委託化の進捗状況について
○ 安全管理体制について
○ 学校給食費の改定について

【回答要旨】1. 委託化の進捗状況について

学校給食調理業務につきましては、市議会・行財政改革等に関する調査特別委員会からの提言を踏まえ、学校栄養士の配置や強化磁器食器の導入などの充実を図りながら、平成16年度から順次民間委託を進めております。

本年度までに、市立小・中・特別支援学校64校のうち自校方式の37校の委託、また小・中学校8校を対象とする田主丸学校給食共同調理場の委託、更に中央学校給食共同調理場は、中学校14校を対象にPFI方式により実施しております。

この結果、現段階で、直営による調理は残り5校となっています。

この5校についても、平成27年4月からの委託を予定しており、これにより、64校全ての給食調理業務の民間委託が完了する予定です。

2. 安全管理体制について

食物アレルギー対応など安全管理体制につきましては、市教育委員会の指導に基づき、各学校では校長のリーダーシップのもとに、学級担任、学校栄養士、養護教諭などが連携を図りながら、学校全体での取り組みを進めております。

また、市教育委員会として、久留米医師会並びに久留米大学医学部の協力を得て、全市立学校の関係者を対象に、食物アレルギーの基礎知識や緊急時の対処方法に関する研修会を昨年から始めており、本年は、6月に開催いたしました。

一方で、文部科学省では、今年の3月に、「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」による報告書が取りまとめられました。

今後は、この報告書に示された、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の再徹底や研修の充実等を十分に踏まえて、本市の学校給食における食物アレルギー対応の安全管理体制について、更なる充実を図っていきたいと考えております。

3. 学校給食費について

本市の学校給食費は、学校毎の私会計により、各学校で給食費を徴収し、全額食材費の購入に充てております。

現在の本市の給食費は、月額で小学校が3,600円、中学校では4,100円としており、県内28市で最も低い額であります。

これまで、献立の工夫や食材購入時の価格交渉により、15年前の給食費を維持することに努めてきました。

しかしながら、近年の食材費の高騰や消費税増税の影響により、給食費の現状維持が困難な状況が生じてきました。そこで、本年7月に校長及び学校栄養士、PTA、外部有識者などで構成する学校給食費改定検討委員会を設け、これまで2回の会議を開催し、給食費の額及びその改定時期について検討を行っております。

次回の会議において、意見の取りまとめができれば、市教育委員会としては、改定の実施に向けて学校と連携し保護者への周知等を図っていきたいと考えております。

【質問議員】 田中 良介 議員

【質問要旨】 子供の携帯電話、スマートフォン利用について

- 【質問趣旨】 ○ 子どもの携帯電話・スマートフォン利用が広がり、様々な問題が明らかになっているが、久留米市の現状と問題への取組状況をお尋ねする。
○ 家庭と連携した取組を進めることが必要ではないか。今後どのように対応するのか。

【回答要旨】 1 久留米市の現状について

平成 26 年度の全国学力・学習状況調査の結果から見ますと、携帯電話やスマートフォンを利用している児童生徒は、小学校 6 年生では全国平均 53.7% に対して本市では 57.8%、中学校 3 年生では全国平均 76.5% に対して本市では 75.8% となっております。

また、「平日に 2 時間以上、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをする」と回答した児童生徒は、小学校 6 年生では全国平均 8.7% に対して本市では 9.1%、中学校 3 年生では全国平均 32.7% に対して本市では 33.0% という調査結果がでております。

このように携帯電話・スマートフォン利用の広がりは、本市においても全国と同様の傾向にあると認識しております。

さらに、学力との相関関係については、本市においても携帯電話・スマートフォンの使用時間が長い児童生徒ほど、小学校、中学校の国語、算数、数学の平均正答率が低くなる傾向が見られます。具体的には、使用時間が 4 時間以上の児童生徒と 30 分未満の児童生徒とでは、9 ポイントから 18 ポイントの差がつく結果となっております。

次に、市教育委員会に報告された携帯電話・スマートフォンの利用に関わる問題事例としては、無料通信アプリ LINE 等を利用し、一定の限られたグループの中で、特定の相手を仲間はずれにし孤立させトラブルが深刻化するケースや、同級生の顔写真と中傷メールを流してトラブルになったケース等が発生しております。

2 問題への取組状況について

小・中学校において、携帯電話・スマートフォンの学校への持ち込みについては、小学校は「久留米市立小学校の生活のきまり」、中学校では各学校の校則で禁止しております。一方で、家庭における携帯電話・スマートフォンを含めたインターネットを利用する際のルールやマナーを、情報モラル育成に関連する教科、道徳の時間や学級活動の中で指導しております。

また、平成 24 年度から毎年、県の事業を活用して外部講師を招き、市内すべての小・中学校、特別支援学校、市立高校において、「ネットによる誹謗中傷・いじめ等の防止」をテーマとした学習会を開催しております。

さらに、本年 5 月には、小・中学校の父母教師会連合会により「ネット社会か

らわが子を守るための家庭教育宣言」が行われました。父母教師会が取り組む家庭での安全・安心なルール作りやインターネットの危険性の啓発について、市教育委員会も連携して取り組んでいるところであります。

携帯電話・スマートフォン利用については、到底学校だけの取組で対応できる問題ではなく、家庭はもちろん地域とも連携、協力して取り組むことが重要であると考えております。

そこで現在、市教育委員会として小・中学校の父母教師会連合会と連携した取組を進めております。

まず、牟田山中学校父母教師会が作成された午後10時以降に携帯電話・スマートフォンを利用しないというメッセージを、方言と掛け合わせた「×10（ばってん）ケータイ・スマホ」のキャッチコピーで表現したポスター・チラシを作成します。

また、携帯電話・スマートフォン等の危険性に注意を喚起し理解認識を促すための講演会を計画しております。

さらに、中学校においては生徒会が主体となり「正しい知識をもち、ルールを守った適切な使い方をしよう！」といったアピールを作って先導的に取り組んでいる中学校が出てきております。このような活動が生徒会交流会を通じて、全市的な取組となるよう支援を行っていきたいと考えております。

市教育委員会としましては、このような取組を通して学校・家庭・地域と連携しながら、家庭での利用時間を小学生は夜9時まで、中学生は夜10時までと使用を制限する、市内全ての学校で統一したルールを示し、啓発を推進していくいと考えております。

【質問議員】 吉住 恵美子 議員

【質問要旨】 1 教育環境の充実について

【質問趣旨】 小中一貫教育に対する本市の考え方、本市が取り組んでいる小中連携教育の成果と今後の展望についてどう考えるか。

【回答要旨】 1 小中一貫教育に対する考え方について

小中一貫教育は、小・中学校の相互の連携を深めることにより、学習指導の連続性や接続性を円滑にし、子どもの学習や学校への不適応などの「中1ギャップ」等の課題解消を図る取組であります。

その教育的効果としては、9年間を見通した連続性のある学習指導ができることや、学校文化の違いに対する子どもの不安を解消できることなどがあげられます。

小中一貫教育の形態は、大きく3つに分けることができます。1つは、小・中学校が同一の校地・校舎で学習する、いわゆる小中一貫教育校の「施設一体型」、2つは、同一敷地に小・中学校が別々にあり連携して教育活動を進める「併設型」、3つは、近隣の小・中学校が別々の敷地で教員や児童生徒が移動して学習や活動を行う「連携型」です。

本市では、1つの小学校から1つの中学校へ、複数の小学校から1つの中学校

へ、複数の小学校から複数の中学校へ進学するという多様な進学形態があること、また「中1ギャップ」は、どこの中学校でも起っていることから、小中一貫教育の1つの形態である「連携型」を採用して、小中連携教育と呼称し全市的に推進しているところです。

2 本市における小中連携教育の取組と成果について

小中連携教育の具体的な取組としては、教員間の合同研修や相互乗り入れ授業、部活動体験、児童会・生徒会活動の合同企画・運営等をはじめ、小・中学校間ににおける学習規律や学習の方法、家庭学習の進め方等の円滑な接続に取り組んできました。また、昨年の中学校新入生説明会では、中学校生活を紹介するDVDを、小中連携教育推進コーディネーターと生徒が一緒に作製し、小学6年生の児童、保護者に紹介するなど学校独自の新たな取組も行っています。

小中連携教育の成果としましては、来年度中学校進学を控えた小学校6年生に対するアンケートによれば、「中学校生活への期待度」は、第2期教育改革プラン初年度である平成23年度の69.9%から本年度の87.5%へと大きく増加しています。

一方、小学校6年生が不安を抱いている、中学生になって初めて体験する「部活動」や「定期テスト」についての不安感は、第2期教育改革プラン初年度と比べると年々減少が見られています。このような変化から、各学校での小中連携教育の取組が少しずつ成果につながっているものと考えております。

3 今後の展望について

これまで小学校から中学校に進学する形態に応じた研究指定校を中心に小中連携教育の取組を推進することにより、効果的な実践内容を明らかにすることができます。今後は、多様な中学校への進学形態を抱える本市において、各中学校への進学形態に応じて開発された実践内容を位置付けた9カ年を見通すカリキュラムを整備し、実践していく必要があります。そのことが、中学校段階での学習適応や集団適応を促し、本市の喫緊の課題であります不登校の予防や学力の向上につながっていくものと考えております。

【質問議員】 田中 多門 議員

【質問要旨】 教育問題について

(1) 教員の多忙化と学力向上について

【質問趣旨】 教員の多忙感がある中で、夏休みの短縮をどのように活かして学力の向上につなげていくのか。

【回答要旨】 1 夏季休業期間の短縮について

本市では、市立小・中学校全ての普通教室への空調機設置に伴い、その有効活用を図る1つの方法として、平成27年度から市立の全小学校、中学校、特別支援学校の夏季休業期間を一週間短縮するための「久留米市立小中学校等管理規則」の一部改正を、11月27日の市教育委員会会議で行ったところです。

夏季休業期間を一週間短縮し、教育活動ができる日を増やすことで、各学校の

課題に対応した取組が可能となり、個に応じた指導の充実、学校行事や学級活動の充実、児童生徒とふれあう時間を確保することができると考えています。

2 教員の多忙化について

今年6月のO E C D「国際教員指導環境調査」の結果でも改めて明らかになつた我が国の教員の多忙化に関してですが、本市の現状からも、教員の勤務負担の軽減には、継続して配慮する必要があると考えています。

これまでも、会議の定例化や文書の簡素化を推奨し、I C T活用による成績管理や学級会計管理を行う等の事務負担の軽減や、定時退校日の設定などに取り組んできたところです。

また、市教育センターに設置の「久留米市立小・中・特別支援学校 I C T活用推進協議会」において現在、I C T活用による児童生徒の出席管理や週指導案の時数管理などに係るデジタル化、授業支援のシステム化に向けた検討を進めているところです。

3 学力の向上について

今回の夏季休業期間の短縮に伴い、基礎学力を定着するための繰り返し学習の時間や、じっくりと考えたり、活用問題に取り組んだりする時間を設けて、きめ細やかな指導や学習定着のための指導の充実を図っていきます。

また、児童生徒と教員のふれあう時間を確保することで、個人面談や教育相談の時間に活用するなど、落ち着いた学校の雰囲気づくりに努め、喫緊の課題であります学力向上につなげていきたいと考えております。

平成26年第4回（12月）久留米市議会一般質問回答要旨
質問一覧（市民文化部関連）

質問議員	質問内容
<個人>	
吉住 恵美子 議員	2 ブックスタート事業について

個人

【質問議員】 吉住 恵美子 議員

【質問要旨】 2 ブックスタート事業について

【質問趣旨】 前回質問時（H20.9）の回答では、更なる充実強化に取り組むとしていたが、その後の事業内容の充実と参加率向上の取り組みは、どう努められたのか。

【回答要旨】 1 これまでの経緯

ブックスタート事業は、絵本を介して乳幼児と保護者の交流を図り、子どもの健全な発達を支援するとともに、子どもの頃から読書習慣を身に付けるきっかけづくりを目的とした、子どもの読書推進活動事業でございます。

久留米市では、平成14年度、生後4ヶ月児を対象に事業を開始し、これまで、①出生届出時の予防接種セットへのチラシ同封、②3ヶ月児への参加証（はがき）送付、③10ヶ月検診案内時のチラシ同封等、対象世帯への周知に努めるとともに、産婦人科、小児科への周知ポスターの掲示やチラシ配布等、参加率の向上を図ってきたところでございます。その結果、平成20年度に参加率が5割を超えたが、その後は同程度で推移し平成25年度は55.6%となっております。

2 現状に対する考え方

ご指摘のとおり、現時点でのブックスタート事業は、当初より参加者数が増加してきたとはいえ、対象乳幼児全体の約6割で、他自治体の参加率と比べると高いとは言えない状況でございます。

3 事業内容の充実と参加率向上の取り組みについて

こうしたことから、更なる参加率向上のため、より市民の方が利用しやすい六ツ門図書館での日曜開催や、保育士による育児相談の充実など環境整備を行って参りました。

また、事業効果を高めるため、平成25年度から2歳以下の「読み聞かせ」を開始しました。さらに26年度からは2・3歳児を対象とした「読み聞かせ」を開始し、対象年齢に応じたきめ細かなフォローアップを開始したところでございます。

ブックスタート事業については、子どもの読書活動のスタート事業として重要な事業であると認識しており、今後とも参加率を高めるとともに事業充実を図っていく必要があると考えております。

【質問議員】 吉住 恵美子 議員（2回目）

【質問要旨】 2 ブックスタート事業について

【質問趣旨】 セカンドブック（スタート）の取り組みを行っている自治体があるが、久留米市でも取り組んではどうか？

【回答要旨】 セカンドブック事業は、ブックスタート事業のフォローアップとして、3歳児健診時や小学校入学時などに本を贈る事により、子どもの読書意欲を高め、自発的な読書活動を促進する事業でございます。

ブックスタート事業については、平成26年10月現在、全国1,741自治体中、899自治体と約50%の自治体が既に取り組んでおりますが、セカンドブック事業を実施し

ている自治体は、83自治体、約5%となっております。

今後、久留米市としましては、他自治体の取り組み状況や、事業効果などの調査・研究を行っていきたいと考えております。

小規模特認校への応募状況について (差し替え)

■ 学校見学期間 9月22日（月）～12月18日（木）

■ 申請期間 9月29日（月）～12月19日（金）

12月18日現在

学校名	見学者数	申請者数	申請者の内訳
大橋小	7名	4名	新1年：1名 新3年：1名 新4年：1名 新5年：1名
下田小	12名 ※浮島小との重複者2名含む	7名	新1年：4名 新2年：2名 新3年：1名
浮島小	8名 ※下田小との重複者2名含む	4名	新1年：3名 新3年：1名
計	27名 ※うち2名は重複者	15名	新1年：8名 新2年：2名 新3年：3名 新4年：1名 新5年：1名

※ 申請者の内訳

【大橋】

学年	新1	新2	新3	新4	新5	新6	計
人数	5	15	6	9	15	19	69
申請者	1		1	1	1*		4

* 新5年生の申請者は指定校変更により現在大橋小に在籍

【下田】

学年	新1	新2	新3	新4	新5	新6	計
人数	5	11	5	10	9	18	58
申請者	4	2	1				7

【浮島】

学年	新1	新2	新3	新4	新5	新6	計
人数	6	5	2	4	3	7	27
申請者	3		1				4

※ 複式学級について

2つの学年の合計が16人以下の場合に複式学級になる。

ただし、1年生を含む場合は8人以下の場合に複式学級になる。

学校改築事業の進捗状況について

本市の学校施設は、築 30 年を超える建物が約 6 割を越えています。児童・生徒の安全を確保し、多様で新しい学習生活に対応するとともに、地域における学習拠点として学校施設の整備充実を図るため、改築事業を進めています。

まず、学校ごとに平均築年数や老朽校舎の保有割合等から、老朽化が著しい日吉小、屏水中、篠山小、京町小 4 校に対し、国の補助要件となる耐力度調査を実施しました。

その後、耐力度調査の結果をもとに、老朽度合いの高い、日吉小、屏水中、篠山小の順に設計を進めているところです。

平成 24 年度 日吉小、屏水中、篠山小、京町小の耐力度調査

平成 25 年度 日吉小の基本・実施設計 (H26 年度へ繰越)、屏水中の基本設計

平成 26 年度 屏水中の実施設計、篠山小の基本設計

※耐力度調査…構造耐力や築後経過年数等から建物の老朽化を総合的に評価する調査

改築事業計画スケジュール

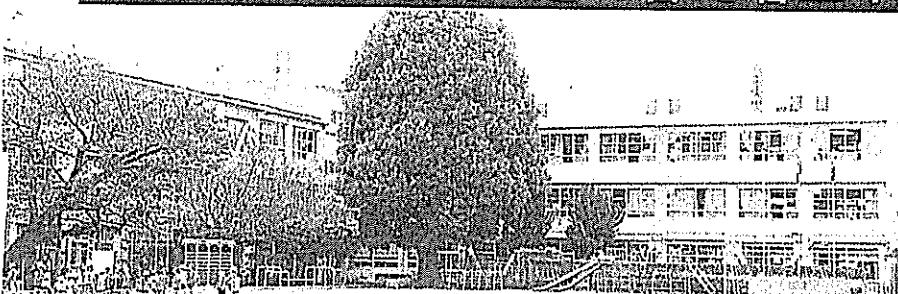
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
日吉小	耐力度調査 ↔	基本・実施設計 ↔ 基本・実施設計 ↔	工 事 ↔	工 事 ↔	付帯工事 事 ↔	付帯工事 ↔	
屏水中	耐力度調査 ↔	基本設計 ↔	実施設計 ↔		工 事 ↔		付帯工事 ↔
篠山小	耐力度調査 ↔		基本設計 ↔	実施設計 ↔		工 事 ↔	

↔…………→ 当初スケジュール

↔————→ 現スケジュール

久留米市・日吉小 建て替え着工1年遅れ

校庭を囲み、西側と北側に配置されていく日吉小の現校舎



市、校庭南側に来夏着工へ 地元は現在地主張「日照・通風劣る」



現校舎は3階建てで、1960～64年の建築。敷地の西側と北側にL字形に配置されている。市は老朽化した学校の校舎を順次建て替えるため、2012年に金校舎を対象に耐力度調査を実施。日吉小は14年7月の着工予定だった。

久留米市は、同市日吉町の日吉小学校校舎について、老朽化のため建て替えを計画している。だが、校庭の南側に新校舎を建設する市の計画に対し、一部の保護者や地域住民が「日当たりと風通しを考慮していない」と現行と同じ場所での建設を要望。意見はかみ合わず、着工は2014年初計画より丸1年遅れた。市は来夏には着工する構えだが、地元では署名活動も始まっている。双方の溝はまだ埋まっている。

市は13年7月、地域住民らでつくる「校舎改築協議会」に計画を提示。校庭の南側に「ロ」の字形で4階建ての新校舎を建てるとの内容だった。隣接する校区コミュニティセンターなどは対象にしていない。

協議会は、南側の敷地外に建物があるため「校舎の低層階が日陰になり、風通しも悪い」と指摘。校庭内に仮校舎を建てた上で、現行と同じ場所に新校舎を建設するべきだと主張した。

これに対しても協議会は、「現校舎に比べ、日照と通風は劣る」と、現在地に建設する考えを変えていない。今後、敷地外に高層のビルやマンションが建ち、今以上に日照条件が悪化することも懸念されるからだ。

協議会の富松正治さんは、「結論ありきで地元の意見は軽視されている。財政負担の軽減も必要だが、子どもの学習環境の充実を最優先に考えるべき」としている。

(村田直隆)

校舎位置とセントラル

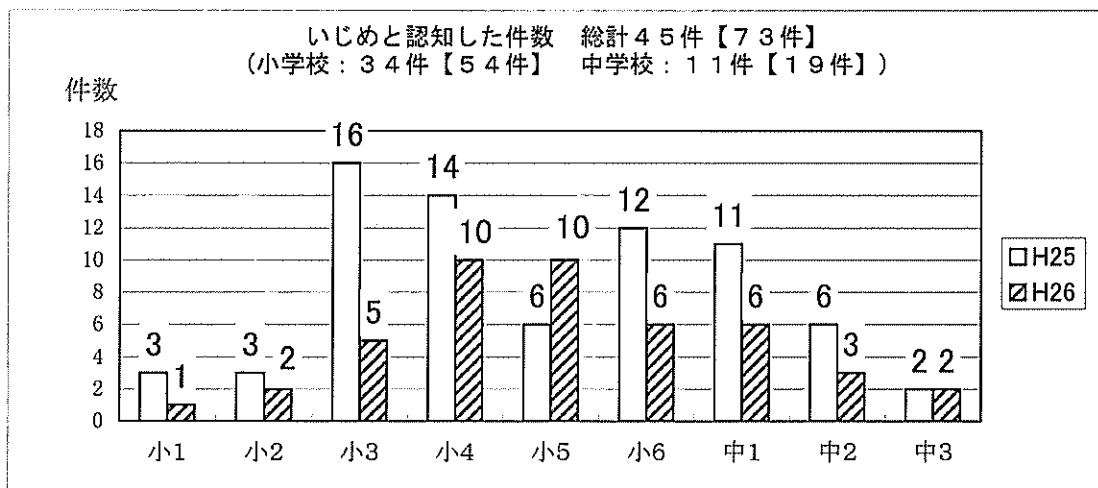
久留米市は、同市日吉町の日吉小学校校舎について、

10.29 西日本

市は児童の教育環境や費用などを踏まえて再考。「校舎を北側にすらすばして日照と通風は十分確保できる」とし、「仮校舎では上階や隣の教室からの騒音を抑えられず、児童のストレスになりかねない。3億数千万円かかる費用面からも南側への建設が妥当」と結論を出した。15年7月の着工予定で、今年7月には協議会に計画を説明した。

「いじめ問題対応強化月間」の取組のまとめ

1 今回の取組で「いじめであると認知した」件数（新規）について



2 「いじめであると認知した」事案への取組の結果について

	認知件数	解消	解消に向けて取組中
小学校	34件	29件	5件
中学校	11件	9件	2件
合計	45件	38件	7件

3 いじめの態様について（複数回答）

区分	小学校	中学校
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	27	7
仲間はずれ、集団による無視をされる。	8	1
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	11	2
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	3	0
金品をたかられる。	0	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	1	1
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	4	4
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいいやなことをされる。	0	0
その他（手紙での中傷・非難）	1	0
計	55	15

4 いじめ「認知件数」の推移（H17～26） ※H26は10月までの統計

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
小学校	5	70	24	15	10	12	6	65	67	37
中学校	14	67	23	11	17	24	27	46	64	28
合計	19	137	47	26	27	36	33	111	131	65



受賞した行徳美那さん

(安達清志)

久留米市の田丸中学校
3年、行徳美那さん(15)が
本年度の全国中学生人権作
文コンテストで法務大臣賞
を受賞した。曾祖父から聞
いた戦争体験をもとにした

総理大臣賞に次ぐ行徳さ
んの作品は「戦争を次世代
へ伝えて」のタイトル。修
学旅行中の中学生が被爆者
に発した心ない言葉の新聞
記事を読んだのを機に、
曾祖父から話を聞き、「戦
争は地域のつな
と多くの戦死者を出した
集落の人々は冷たい態度で
迎えた。戦争の愚かさ
がりも奪ってしまう。(作
文によって)戦争の愚かさ
を伝える一人になれ
たと思う」と書
いた。

行徳さんは「保育
園児時代に読んだナ
イチンゲールの伝記
に感動し、今も看護
師になるのが希望で
す」と話した。

中学生人権作文コンテスト

法務大臣賞に行徳さん(田丸中年)

曾祖父の戦争体験もとに

作品で13日に同市田丸町のそよ風ホールで開かれる「人権フェスタたぬしま」で朗読する。
法務省と全国人権擁護委員連合会が開催。34回目の今年は「はじめ」「戦争・平和」などをテーマに、全国から約95万編の応募があつた。

総理大臣賞に次ぐ行徳さんの作品は「戦争を次世代へ伝えて」のタイトル。修学旅行中の中学生が被爆者に発した心ない言葉の新聞記事を読んだのを機に、曾祖父から話を聞き、「戦

抜いてきて、苦しみ続けた曾祖父は、「死に損ない」なんかじやない、すばらしい人だと強く確信したからです。その経験をした人、命を落とした人、そんな方々のおかげで今の日本の平和があるのだと思いました。そして私は、代わりに曾祖父に聞きました。

「じいちゃん、何か伝えたいことはない。」

と。曾祖父は、

「戦争せんことたい。」

と言いました。その言葉の重みは、命の重みにも感じられました。

私は、曾祖父の話を聞くことができて本当に良かつたと、心から思います。戦争が終わり、七十年を迎えるようとする今日、戦争を経験された方は少なくなりました。戦争を知らない私たちの世代は、他人事として捉えていたり、間違った考えをもつている人が多くいます。そんな中、身近にいる曾祖父から話を聞くことで、私の平和と戦争に対する気持ちが強くなり、戦争の愚かさを次世代に伝えていく一人になることができたと思います。もし私たちに伝えてくれる人がいなければ、戦争は繰り返されていたかもしれません。あなたはそれでも、後世に伝えようとしている方々に「死に損ない」と言いますか。語り継ぐと言うことは、平和な世界を創り、守っていくための大きな一步なのです。

忘れられつつある平和の大切さや命の尊さを深く考え、理解し、受け止めていくことが今の私たちにとって必要なことなのだと気づかされました。

“戦争せんことたい” 曾祖父の言葉は私の胸を強く打ちました。

いたのでした。ある時、ビルマの飛行場にいた曾祖父は、近くに落とされた爆弾の爆風によって飛んできたもので、頭と手に深い傷を負いました。その爆風は人の体をも、持ち上げるほど強いものだったそうです。その傷跡は、今だに曾祖父の顔や手の甲に痛々しく残っています。しかし、恐ろしく、悲しい話だけでなく、アジアの国々で見た色鮮やかなバナナやペイナップル畑、ウミガメの産卵の様子を見物した話をしてくれました。そんな些細な事が曾祖父にとっては大きな力であり、支えとなっていたのでしょう。曾祖父は、当時の気持ちをあまり話しませんが、戦争の苦しさや恐ろしさは並大抵のものではなかったのだと、時折顔をしかめる曾祖父の姿から伝わってきました。また、現地の方々と話をしていた曾祖父は、壁に描かれていた浦島太郎に似た絵がとても印象に残っているといいます。浦島太郎はビルマの龜に乗ったのかな、そんなことを思いながら遠い日本のことをよく思い出していたそうです。私は、『早く戦争が終わってほしい』『日本に帰りたい』と願っていたのではないかと思いました。

昭和二十一年、終戦の翌年の五月に日本に帰国した曾祖父には、大きな戸惑いがありました。それは、近所の青年が十数人も戦死していたからでした。集落を眺めながら、どんな顔をして帰ろうと、道端で一人考えたそうです。案の定、集落の人々は冷たい態度で曾祖父を迎えるました。

「おかげで帰つて」られました。

そう一言言つて家に帰つたあとも、あまり話さずに過ごしたそうです。戦争は、地域の温かいつながりや家族の絆さえも奪つてしまふものなのだと胸が張り裂けそうになりました。

私は最後に、「死に損ない」という暴言を吐いた問題について、どう思うのかを聞いてみようと思つていました。ですが、聞かないとこにしました。それは、話を聞いていて、ここまで戦争の恐ろしさの中を一生懸命戦いました。

「戦争を次世代へ伝えて」

久留米市立田主丸中学校 3年

行徳 美那

「死に損ない。」

今年五月、修学旅行生を案内していた被爆者の方に中学生が発した言葉です。なぜこのような心ない言葉が出てくるのだろうかと、不思議でなりませんでした。

私は、曾祖父がいます。曾祖父は戦争に行き、大きな怪我をしながらも、命だけは助かり日本に帰つてくることができています。私は戦争について多くの知識を得ることが、戦争を経験された方々を自分の中受け止める糸口になると思い、曾祖父から話を聞くことにしました。

曾祖父は、大正七年生まれの九十六歳です。日中戦争中、昭和十四年の七月に召集令状、通称赤紙によつて、大刀洗にあつた陸軍の航空情報隊に入隊しました。結婚して二年、長男である私の祖父が生まれる年でした。それから終戦までの六年間もの間、戦地にいたというので私はとても驚きました。曾祖父は、中国、ベトナム、マレーシア、そしてビルマ（現ミャンマー）へ渡りました。航空情報隊は、敵の飛行機を見つけては電報を打つて知らせていました。次々と飛んでくる飛行機に日々忙しく、また撃ち落とされないだろうかと不安を抱えて

第3回「くるめ学」子どもサミットについて

1 目的

久留米の自然、産業、祭り、歴史、郷土の先人などについて知り、それを久留米のよさとしてとらえ、「ふるさと久留米」に対する誇りと愛情を育む「くるめ学」子どもサミットを開催することで、各学校の「くるめ学」の学習成果を発表し合い、教職員に改めて「くるめ学」の趣旨や意義を周知するとともに、保護者や市民にも公開し、各学校における「くるめ学」が一層充実することを目指す。

2 参加者（約390名）

児童生徒180名、小・中・特別支援学校の教職員132名、来賓4名、保護者・市民約70名

3 内容

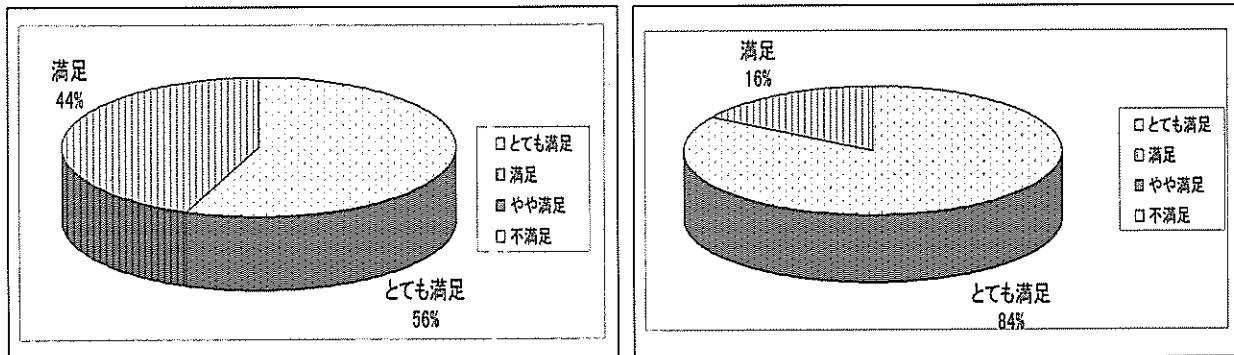
13:50	開会行事
14:00	発表1 合川小学校（4年） 「下弓削川クリーン大作戦」 発表2 水分小学校（5年） 「発信、田丸の誇り」 発表3 下田小学校（5年） 「守り続けよう、下田の宝」
14:45	休憩
14:55	発表4 城南中学校（2年） 「Let's talk about Kurume. ~Kurume Kasuri~」
15:15	発表校の児童生徒、指導者によるシンポジウム
15:45	講評、閉会行事

4 成果と課題

（1）参加者の満足度について

教職員の満足度 (%) N=71

市民・保護者の満足度 (%) N=19



アンケート結果から、全ての教職員、市民・保護者が、「くるめ学」子どもサミットに「とても満足」「満足」と回答。また「このサミットが、『くるめ学』の充実に役立つか」の問い合わせに対し、「とても役立つ」「役立つ」と99%の教職員が回答。

(2) 参加者の感想、意見（主なもの）

① 教職員

- ・それぞれの校区のよさをしっかりと学び、それを自慢や宝として発表していました。それが、ふるさとを思う心につながり、久留米のことを大事にしていくという心につながると思います。
- ・わかったことだけでなく、そこから感じたことや子どもたちの願いもつまつた発表が聞けてよかったです。
- ・どの学校も地域に密着し、教材化をしてありました。本校でも地域から久留米市（くるめ学）につなげられる教材開発を進めていきたいと思います。
- ・城南中は相手（ALT）意識、目的意識をもって発表しているのが素晴らしいです。
- ・4つの学校の発表について、シンポジウムや講評で再度意味付けの場があったので、参加する側も分かりやすく学ぶことができました。
- ・課題意識の持たせ方、追究のさせ方など学ぶことが多々あった。いかに授業に活用するかよいモデルとなった。くるめを身近に感じ、くるめ（郷土）を愛する子どもを育てることにつながったと思う。
- ・シンポジウムは、くるめ学の魅力だけでなく発表するまでの苦労、工夫が分かり、とても役に立ちました。小学生には少々時間が長かったので、会場の子どもたちが参加する時間もう少し長くとるとか、くるっぱがインタビューするのも面白いかなと思いました。
- ・発達段階に応じた発表の仕方が見られました。ただし、その発表の仕方の必然性があったのかという疑問もありました。工夫された発表でよかったです。が、調査のプロセスがもっと知りたかったです。

② 市民・保護者

- ・子どもたちは精一杯発表していて自信がついたことでしょう。よかったです。
- ・地域に密着して調べたり、大先輩たちに話を聞いたり、そして、自分たちの考えやできることの大切さを身につけることができたと感じました。
- ・よく調べ、よく練習したということが、とても伝わり私も改めて学びました。
- ・ネットなどを使い、参加校、クラスだけでなく、発表を全児童たちが学校にいても同時に見られるなどしたらしいと思いました。
- ・学校から案内が来ないと、このようなことがあってはいるとは知りませんでした。参加できてよかったです。ありがとうございました。

(3) 課題と改善に向けて

課題	改善点
●市民・保護者の参加者の増加	○くーみんテレビでの事前アナウンス、各市民センターへのチラシ掲示を検討する。
●若年教員や学級担任が参加しやすい環境設定	○学期末でなく11月下旬か2月中旬へ時期を検討する。 ○市教育センターの短期研修との連携についても検討する。
●発表校以外の児童生徒の参加	○発表校以外の児童生徒の参加（子どもだけのシンポジウムの検討）、発表校の発表内容の全校報告を検討する。
●会場の狭さ	○市民会館などでの開催についても検討する。

平成26年度 卒業証書授与式期日について

- 小学校 3月18日（水）
- 中学校 3月13日（金）
- 久留米特別支援学校小・中等部 3月12日（木）
- 久留米特別支援学校高等部 3月 6日（金）
- 南筑高等学校 3月 1日（日）
- 久留米商業高等学校 3月 3日（火）
- 三井中央高等学校 3月 1日（日）